

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を
公布する。

平成23年10月24日

京都市長 門川 大作

京都市規則第34号

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定め
る規則

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例（平成22年6月10日京都市条
令第10号）中第2条の規定の施行期日は、平成23年11月1日とする。

（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）